

財団法人千里リサイクルプラザ寄附行為

制 定 平成 4 年 3 月 16 日
改 正 平成 4 年 10 月 27 日

第 1 章 総 則

(名称)

第 1 条 本法人は、財団法人千里リサイクルプラザと称する。

(事務所)

第 2 条 本法人は、事務所を大阪府吹田市千里万博公園 4 番 3 号 吹田市資源リサイクルセンタ - 内に置く。

(目的)

第 3 条 本法人は、廃棄物の減量化及びリサイクルを促進するため、廃棄物をはじめそれにかかわる環境・資源問題等の啓発活動及び研究活動を行い、リサイクル活動を促進・支援し、リサイクル型社会の構築とより良き生活環境づくりをめざし、利便性を追及する社会から生活様式の質を高めた真に豊かな社会への転換に寄与することを目的とする。

(事業)

第 4 条 本法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) リサイクルにかかる実践教室、イベントの開催等リサイクル促進の啓発及びリサイクル団体への支援に関する事業
- (2) 廃棄物及びリサイクルにかかる講演・講座の開催等教育・研修に関する事業
- (3) 廃棄物及びリサイクルにかかる調査・研究に関する事業
- (4) 廃棄物及びリサイクルにかかる情報の収集及び管理・提供に関する事業
- (5) 廃棄物にかかる再生資源の物流に関する事業
- (6) 廃棄物の再生及びリサイクル品の製造・展示、販売に関する事業
- (7) 吹田市資源リサイクルセンタ - の管理運営の受託に関する事業
- (8) 前 7 号に掲げるもののほか、本法人の目的を達成するために必要な事業

第 2 章 財産、会計及び事業計画

(財産の構成)

第 5 条 本法人の財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された財産
- (2) 寄附金品
- (3) 財産から生ずる収入
- (4) 事業に伴う収入
- (5) 会費
- (6) その他の収入

(財産の種別)

第6条 財産は、基本財産及び運用財産の2種とする。

2 基本財産は、次に掲げるものをもって構成する。

(1) 設立当初の財産目録中基本財産の部に記載された財産

(2) 基本財産とすることを指定して寄附された財産

(3) 理事会において運用財産から基本財産に繰り入れることを議決した財産

3 運用財産は、基本財産以外の財産とする。

(基本財産の処分の制限)

第7条 基本財産は、これを処分し、又は担保に供することはできない。ただし、本法人の事業遂行上やむを得ない理由があるときは、理事会において理事現在数の3分の2以上の議決及び評議員会の同意を経、かつ、大阪府知事(以下「知事」という。)の承認を得て、その一部を処分し、又はその全部もしくは一部を担保に供することができる。

(財産の管理)

第8条 財産は、理事長が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

2 基本財産のうち、現金は、郵便官署若しくは確実な金融機関に預け入れ、信託会社に信託し、又は国債、公債その他確実な有価証券にかえて保管しなければならない。

(経費の支弁)

第9条 本法人の経費は、運用財産をもって支弁する。

(事業計画及び予算)

第10条 本法人の事業計画及び収支予算は、理事長が作成し、毎会計年度開始前に、理事会の議決及び評議員会の同意を経て、知事に届け出なければならない。これを変更する場合も同様とする。

(暫定予算)

第11条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、予算成立の日まで前年度の予算に準じ、収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(特別会計)

第12条 本法人は収益事業を行うため、又はその他の事由により必要があるときは、理事会の議決により特別会計を設けることができる。

(事業報告及び決算)

第13条 本法人の事業報告及び決算は、毎会計年度終了後、理事長が事業報告書、収支計算書、正味財産増減計算書、貸借対照表及び財産目録等を作成し、監事の監査を受け、理事会の議決及び評議員会の同意を経て、その会計年度終了後3か月以内に知事に報告しなければならない。

2 収支決算に余剰金を生じたときは、次の会計年度に繰り越すものとする。ただし、理事会の議決により、その一部若しくは全部を基本財産に繰り入れることができる。

(長期借入金)

第14条 本法人が資金の借入をしようとするときは、その会計年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事会において理事現在数の3分の2以上の議決及び評議員会の同意を経、かつ、知事の承認を得なければならない。

(義務の負担及び権利の放棄)

第15条 第7条ただし書及び前条の規定に該当する場合並びに予算で定めるものを除くほか、本法人が新たな義務を負担し、又は権利を放棄しようとするときは、これらのうち、重要なものについては、理事会において理事現在数の3分の2以上の議決及び評議員会の同意を経、かつ、知事の承認を得なければならない。

(会計年度)

第16条 本法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第3章 役員等

(種別及び選任)

第17条 本法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 10人以上20人以内(理事長・副理事長・専務理事を含む。)

(2) 監事 2人

2 理事及び監事は、評議員会において選任する。

3 理事は、互選により、理事長及び副理事長並びに専務理事各1名を選任する。

4 理事、監事及び評議員は、相互にこれを兼ねることはできない。

5 理事のいずれか1名とその親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。

6 監事は、事務局の職員と兼ねることなく、また理事との間及び監事相互の間に親族その他特別の関係にある者であってはならない。

7 理事に異動があったときは、2週間以内に登記し、登記簿の謄本を添え、遅滞なくその旨を知事に届け出なければならない。

8 監事に異動があったときは、遅滞なくその旨を知事に届け出なければならない。

(職務)

第18条 理事長は、本法人を代表し、業務を統括する。

2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるときは、その職務を代行し、理事長が欠けたときは、その職務を行う。

3 専務理事は、理事長及び副理事長を補佐し、業務を処理するとともに、理事長及び副理事長がともに事故あるときはその職務を代行し、理事長及び副理事長が欠けたときは、その職務を行う。

4 理事は、理事会を構成し、業務を議決し、執行する。

5 監事は、次の職務を行う。

- (1) 財産の状況を監査すること。
- (2) 理事の業務執行の状況を監査すること。
- (3) 財産の状況又は業務の執行について、不正の事実を発見したときは、これを理事会及び評議員会又は知事に報告すること。
- (4) 前号の報告をするため必要があるときは、理事会及び評議員会の招集を請求し、若しくは招集すること。

(任期)

第19条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠又は増員により選任された役員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

3 役員は、辞任又は任期満了の後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(解任)

第20条 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、理事会及び評議員会において、それぞれ理事現在数及び評議員現在数の3分の2以上の議決により、これを解任することができる。

- (1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。

2 前項の場合、理事会及び評議員会において議決の前に、その役員に弁明の機会を与えなければならない。

(役員の報酬)

第21条 役員は無給とする。ただし、常勤の役員は有給とすることができる。

- 2 役員には費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(顧問)

第22条 本法人に、顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、理事会の推薦により、理事長が委嘱する。
- 3 顧問は、本法人の運営に関する重要な事項について、理事長の諮問に応じる。

第4章 理事会

(設置及び構成)

第23条 本法人に理事会を置く。

- 2 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第24条 理事会は、この寄附行為に別に定めるもののほか、本法人の運営に関する重要な事項を議決する。

(種類及び開催)

第25条 理事会は、通常理事会と臨時理事会とする。

2 通常理事会は、毎年2回開催する。

3 臨時理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

(1) 理事長が必要と認めたとき。

(2) 理事現在数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面によって開催の請求があったとき。

(3) 第18条第5項第4号の規定により、監事が招集したとき。

(招集)

第26条 理事会は、理事長が招集する。ただし、前条第3項第3号に該当する場合は、監事が招集する。

2 理事長は、前条第3項第2号に該当する場合は、その日から14日以内に臨時理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも7日前までに通知しなければならない。ただし、急施を要する場合はこの限りでない。

(議長)

第27条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(定足数)

第28条 理事会は、理事現在数の3分の2以上の出席がなければ、開会することができない。

(議決)

第29条 理事会の議事は、この寄附行為に別に定めるもののほか、出席理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(書面表決等)

第30条 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の理事を代理人として表決を委任することができる。この場合において、前2条の規定の適用については、その理事は出席したものとみなす。

(議事録)

第31条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 理事の現在数

(3) 出席した理事の数および氏名(書面表決者及び表決委任者については、その旨を付記すること。)

(4) 審議事項及び議決事項

(5) 議事の経過の概要及びその結果

(6) 議事録署名人の選任に関する事項

- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2名以上が、署名、押印をしなければならない。

第5章 評議員及び評議員会

(評議員)

第32条 本法人に、評議員20人以上30人以内を置く。

- 2 評議員は、理事会で選出し、理事長がこれを委嘱する。
- 3 評議員は、役員を兼ねることができない。
- 4 第19条から第21条までの規定は、評議員に準用する。この場合において、これらの条文中「役員」とあるのは「評議員」と読み替えるものとする。

(評議員会)

第33条 評議員会は、評議員をもって構成する。

- 2 評議員会は、理事長が招集する。ただし、第18条第5項第4号に該当する場合は、監事が招集する。
- 3 評議員会の議長は、評議員会において互選する。
- 4 評議員会は、この寄附行為に定めるもののほか、理事長の諮問に応じ、必要な事項について審議し、助言する。
- 5 第26条第3項及び第28条から第31条までの規定は、評議員会に準用する。この場合において、これらの条文中「理事会」及び「理事」とあるのは、それぞれ「評議員会」及び「評議員」と読み替えるものとする。
- 6 前各号に定めるもののほか、評議員会の運営に関し必要な事項は、理事会で定める。

第6章 会 員

(会員)

第34条 本法人に会員を置くことができる。

- 2 会員は、この法人の目的に賛同する者とし、会員の種別、会費その他会員に関する事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

第7章 事務局及び研究所

(事務局の設置)

第35条 本法人の事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局の職員は、理事長が任免する。
- 3 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(研究所の設置)

第36条 本法人に研究所を置くことができる。

2 研究所の職員は、理事長が任免する。

3 研究所の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(備付け書類及び帳簿)

第37条 事務所には、常に次に掲げる帳簿及び書類を備えておかなければならない。

(1) 寄附行為

(2) 理事、監事、評議員及び職員の名簿及び履歴書

(3) 許可、認可等及び登記に関する書類

(4) 寄附行為に定める機関の議事に関する書類

(5) 収入、支出に関する帳簿及び証拠書類

(6) 資産、負債及び正味財産の状況を示す書類

(7) その他必要な帳簿及び書類

第8章 寄附行為の変更及び解散

(寄附行為の変更)

第38条 この寄附行為は、理事会及び評議員会において、それぞれ理事現在数及び評議員現在数の4分の3以上の議決を経、かつ、知事の認可を得なければ変更することができない。

(解散)

第39条 本法人は、民法(明治29年法律第89号)第68条第1項第2号から第4号までの規定によるほか、理事会及び評議員会において、それぞれ理事現在数及び評議員現在数の4分の3以上の議決を経、かつ、知事の承認を得て解散することができる。

(残余財産の処分)

第40条 本法人が解散のときに有する残余財産は、理事会及び評議員会において議決を経、かつ、知事の承認を得て、本法人と類似の目的を有する公益法人に寄附するものとする。

第9章 補 則

(委任)

第41条 この寄附行為に定めるもののほか、本法人の運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

附 則

1 この寄附行為は、本法人の設立許可があった日から施行する。

2 本法人の設立当初の役員は、第17条第2項及び第3項の規定にかかわらず、設立者の定めるところとし、その任期は、第19条第1項の規定にかかわらず、平成6年3月31日までとする。

3 本法人の設立初年度の事業計画及び予算は、第10条の規定にかかわらず、設立者の定めるところによる。

4 本法人の設立初年度の会計年度は、第16条の規定にかかわらず、設立許可のあった日から平成4年3月31日までとする。

附 則

この寄附行為は、平成4年10月27日から施行する。